

監査公表第 27 号（令和 5 年 3 月 10 日、県公報第 380 号登載）
行政監査の結果に基づく措置通知（令和 3 年度）

監査公表第 27 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した「大規模災害時の物資の備蓄・管理状況について」の行政監査の結果（令和 4 年 2 月 14 日 3 監総第 596 号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 10 日

福岡県監査委員	藤	山	泰	三
同	世	利	洋	介
同	森		行	一
同	大	島	道	人

福岡県監査委員 藤山泰三様
同 世利洋介様
同 森行一様
同 大島道人様

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和4年2月14日3監総第596号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部 福祉総務課	トレーニングウェア及び下着については、備蓄量が備蓄計画上の目標量の3分の1程度に留まっている。流通備蓄による対応を想定しているとのことであるが、備蓄計画では、目標量を現物で備蓄することとされており、備蓄計画の見直しを含め、再検討が必要である。	衣料品や生活用品等で、保管に広い場所が必要など備蓄に適さない物資、大量に必要で全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保可能数も含め目標量を備蓄することとし、備蓄計画を改正する。 なお、流通備蓄の確保にあたっては、衣料品の提供可能な協定先を増やし、目標量を備蓄する。
総務部 防災危機管理局	更衣室や授乳室等を確保するためのパーテーション（屋根あり）については、物資の一覧表と現物を照合した結果、備蓄計画上の目標量に満たない状態（2台不足）であったため、計画に基づき着実な備蓄に努められたい。	パーテーション（屋根あり）2台を購入の上、備蓄拠点（県本庁舎）に搬入した。

<p>総務部 防災危機管理局</p>	<p>防災危機管理局所管物資については、管理要領上、取り扱いが明記されていない。物資の日常の管理や発災時の搬出を円滑に行うためにも、要領の見直しを検討されたい。</p>	<p>福岡県災害救助用備蓄物資管理要領を改正し、防災危機管理局所管物資の取扱いを明記するとともに、関係所属へ周知した。</p>
<p>総務部 防災危機管理局 福祉労働部 福祉総務課</p>	<p>一部の備蓄拠点において、保管スペースが不足しており、物資が詰め込まれ、奥に保管されているものは内容物の品目の確認すら困難な状況が見受けられた。</p> <p>また、消防学校を除く備蓄拠点において、整理整頓が不十分であった。</p> <p>発災時の搬出作業に支障を来すおそれがあることから、保管場所の変更も含め、保管スペースの確保に努めるとともに、カゴ台車、棚等の整備による整理整頓について検討されたい。</p>	<p>整理整頓が不十分であった備蓄拠点において、発災時の搬出作業をスムーズに行えるよう、物資の移転やカゴ台車等の整備により、整理整頓を実施した。</p> <p>筑後農林事務所庁舎は保管スペースが不足していたため、筑後農林事務所庁舎から八女総合庁舎に備蓄拠点を変更し、南筑後保健福祉環境事務所が管理することとした。</p>
<p>総務部 防災危機管理局</p>	<p>防災危機管理局所管物資について、箱に品目の表示がないものが見受けられた。発災時に管理機関及び運送業者等が円滑に物資を搬出し、受取先においても物資の内容が容易に把握できるよう、所要の措置を講じられたい。</p>	<p>すべての備蓄拠点において、備蓄物資の品目が一目でわかるよう、物資名や管理所属を明らかにしたラベルを貼付した。</p>
<p>総務部 防災危機管理局</p>	<p>防災危機管理局所管分について、配置図は作成されているものの、一部実態と異なっていた。発災時に迅速な対応を行うためにも、整合性を図るとともに、配置図を保管場所の入口付近に掲示するなど、保管方法のさらなる工夫に努められたい。</p>	<p>すべての備蓄拠点の物資の配置を確認の上、配置図を作成し、それぞれの拠点の入口に掲示した。</p>

<p>総務部 防災危機管理局</p>	<p>防災危機管理局においては、物資を台帳ではなく一覧表で管理しているが、一覧表の更新だけでは受払いの経緯が不明となり、今回の監査で判明した物資の所在不明事案が再び生じかねない。このため、福祉総務課と同様に、各備蓄拠点の品目ごとに、その受払いがわかる台帳を作成されたい。</p>	<p>すべての備蓄拠点及び備蓄品目ごとに台帳を作成し、各備品の受払を明記することとした。</p>
<p>福祉労働部 福祉総務課</p>	<p>紙おむつ及び尿取りパッドについて、備蓄後相当の年数が経過しているが、段ボールに梱包されているため品質の確認ができず、使用可能な状態か不明であった。使用期限は定められていないものの、適切に保管されている場合の品質保持期間を約3年と設定しているメーカーもあることから、定期的な品質点検と一定期間での更新を検討されたい。</p>	<p>紙おむつ及び尿取りパッドについて、品質点検のうえ、更新を実施した。</p> <p>今後は、定期的に品質点検を実施し、5年を目安に更新する。また、品質点検で使用できないことが確認されたものについては随時更新する。</p>
<p>総務部 防災危機管理局</p> <p>福祉労働部 福祉総務課</p>	<p>保管場所に十分なスペースがなく、点検が困難なものが見受けられた。品質点検を行う上でも、保管スペースの確保に努められたい。</p>	<p>県本庁舎及び田川総合庁舎において、カゴ台車の整備により、整理整頓を実施し、保管スペースを確保した。</p> <p>筑後農林事務所庁舎は保管スペースが不足していたため、筑後農林事務所庁舎から八女総合庁舎に備蓄拠点を変更し、カゴ台車の整備により、整理整頓を実施し、保管スペースを確保した。</p>
<p>総務部 防災危機管理局</p>	<p>現在、備蓄している発電機の燃料であるガソリンは危険物であり、現物備蓄が困難であることから、当該発電機の更新時には、カセットガスなど現物備蓄が容易な燃料で稼働するものへの変更を検討されたい。</p>	<p>発電機の動作点検を事業者に委託の上実施し、異常がないことを確認した。</p> <p>耐用年数経過等の更新時には、カセットガス等、備蓄が容易な燃料で稼働するタイプへ見直す。</p>

<p>総務部 防災危機管理局</p>	<p>仮設トイレと、その附属品4点は一体として使用するものであり、災害時にはセットで搬出する必要があることから、備蓄に当たってもそのことを十分踏まえるよう管理機関に周知徹底されたい。</p>	<p>福岡県災害救助用備蓄物資管理要領を改正し、仮設トイレと附属品を一体として取り扱うことを明記するとともに、関係所属へ周知した。</p>
<p>総務部 防災危機管理局</p>	<p>福岡県災害対策本部備蓄物資取り扱い要領の見直しを検討し、関係所属に対し物資の適切な備蓄・管理について周知徹底されたい。</p>	<p>福岡県災害対策本部備蓄物資取り扱い要領を改正し、品目や有効期間について現状に応じた見直しを行い、関係所属へ周知した。</p>